

暴走族を**追放**しよう

令和8年6月20日～7月10日

暴走族追放キャンペーン

騒音、通行妨害、交通事故の誘発、ひったくりなど街頭犯罪への発展… 暴走行為は、悪質な危険・迷惑行為です。

警察では、県民の皆さんの安全で安心な生活、平穏な日常を脅かす暴走族を厳しく取り締まっています。



しかし、社会から暴走族をなくすには、警察の指導・取締りとともに、地域、家庭、学校、職場が一体となった“暴走族を許さない環境づくり”が必要です。

県民総ぐるみで暴走族追放気運を盛り上げ、暴走族のいない明るい社会を築きましょう。

家庭で・職場で

- 話し合いの機会を多くもうけましょう。
- 車やバイクを改造させないようにしましょう。
- 夜間の外出や交友関係に注意しましょう。
- 暴走族に入らせない・やめさせる、暴走をさせない・見に行かせないようにしましょう。

事業者は

- 違法改造車・違法部品を売らない、違法改造を請け負わないようにしましょう。
- 暴走を助長する刺しゅう・ステッカー等の作成を請け負わない、売らないようにしましょう。
- 事業所の駐車場や資材置場など、夜間の立入禁止措置や防犯カメラの設置等の対策をしましょう。

地域で

- 暴走族のたまり場や、改造バイク、暴走行為を発見した時は、警察に通報しましょう。
- 家庭や学校と連携して「声かけ」活動を積極的に推進しましょう。

